

「ポーアイしおさい公園「BE KOBE」モニュメント 設計・制作・設置業務」
公募型プロポーザル募集要項

平成 30 年 10 月

神戸市みなと総局

もくじ

1. 業務の名称	- 1 -
2. 業務の目的	- 1 -
3. 応募資格	- 1 -
4. モニュメントの条件	- 2 -
5. 提出書類等	- 3 -
6. 事業者の選定	- 4 -
7. 契約額の決定	- 4 -
8. 業務位置	- 5 -
9. スケジュール	- 7 -
10. その他	- 8 -
11. 提出・連絡先	- 8 -

1. 業務の名称

ポーアイしおさい公園「BE KOBE」モニュメント 設計・制作・設置業務

2. 業務の目的

ポーアイしおさい公園は、ポートアイランドの西側にウォーターフロントの親水空間として、平成 19 年 4 月に供用した公園であり、市街地の景色を海側から堪能できる市内有数のビューポイントである。また、ポーアイしおさい公園は「神戸港将来構想」において、個性やロケーションを活かしつつ、日常的ににぎわいと高質な空間、多彩な機能を有する空間として、「世界から人を惹きつける神戸ウォーターフロントの形成」を目指すエリアの一つとして位置づけられ、賑わいと交流の拠点となることを目指している。

本年 5 月には、ポーアイしおさい公園におけるにぎわいづくりとして、その優れたロケーションを最大限活用した飲食店事業の進出が決定した。

本業務は、飲食店の出店とともに、ポーアイしおさい公園により多くの人が訪れ、観光のフォトスポットとなるように、「BE KOBE」のロゴを取入れた新たなモニュメントの設置を行うことを目的とするものであり、この度、モニュメントの設計・制作・設置業務を担う事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。なお、本市が選定した事業者は、別紙委託仕様書（案）に基づき本市と契約を締結し、モニュメントの設計・制作・設置までを一括して実施するものとする。

3. 応募資格

本業務に応募するものは、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 個人または企業とする。

ただし、個人が応募する場合においても、設計・制作・設置を担当する企業と提携し、実施体制を確保すること。

なお、設計・制作を担当する企業のいずれかは建設業の許可を有すること。

(2) 過去 10 年間（平成 20～29 年度）に、概ね同規模のモニュメントの制作に係る業務を実施した実績があること。

(3) 応募者及び実施体制を構成する企業等が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- ⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの

- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 5 月 26 日市長決定)に基づく暴力団等に該当するもの
- ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等

※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、5.の提出書類に加え「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

4. モニュメントの条件

ポーアイしおさい公園から望む市街地の良好な景観を活かし、ポーアイしおさい公園を訪れる人々がフォトスポットとして楽しめるような、「BE KOBE」のロゴを取り入れたモニュメントのデザインについて、以下の項目を踏まえて提案すること。

なお、「BE KOBE」については、神戸市ウェブサイトを参照の上、「ロゴマーク「BE KOBE」の使用に関する要綱」及び「ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。

神戸市ウェブサイト URL : <http://bekobe.jp/#top>

① 位置

位置図及び計画平面図に示す位置とする。

② 大きさ

位置図及び計画平面図に示す範囲に収まることとする。

③ デザイン

「BE KOBE」のロゴを必ずモニュメントのデザインに取り入れ、訪れた人に読み取れるようにすること。

SNS 等を活用した情報発信を意識し、シンボリックなデザインとすること。

海側からの見え方についても十分に配慮すること。

なお、他で採用されているまたは他の公募等に提案中などのデザイン、あるいはそれに類似したデザインを用いた応募は不可とする。

④ 夜間景観

「神戸市夜間景観形成実施計画（都心・ウォーターフロントエリア）」（平成 24 年 3 月）に留意し、モニュメントのライトアップを計画すること。

⑤ 強度・耐久力

人が乗った場合に破損しない強度を有すること。

日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有していること。

⑥ 工期

平成 31 年 3 月 31 日までに現地施工を完了できるもの。

※予算繰越決議の上は協議のもと上記工期を平成 31 年 4 月 30 日までとする。

⑦ 委託額

本業務における契約は、ライトアップに要する費用を含め、2,000 万円（税込）を上限とする。

<注意事項>

- ・本公募において採用されたデザインに係る知的所有権は、すべて神戸市に帰属するものとする。
- ・位置図及び計画平面図に示す造成範囲について、モニュメント周辺地表面の整備デザインについても併せて提案すること。なお、原則として周辺地表面の整備は本市が実施するものとする。
- ・事業者の選定後、神戸市からデザインの変更を求める場合がある。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。

5. 提出書類等

① 「ポーアイしおさい公園 「BE KOBE」 モニュメント 設計・制作・設置業務」に係る応募書類の提出について（様式 1）

② 事業者概要書（様式 2）

以下の資料を添付すること。

- ・事業者概要
- ・実施体制
- ・業務実績に係る資料（写真、報告書、設計書等を添付すること）

③ 誓約書（様式 3）

④ 企画書（様式 4）

様式 4 に以下の資料（任意様式）を添付すること。

※原則 A3 とし、文章のみの頁については A4 も可とする。

- ・デザインコンセプト
- ・モニュメント平面図（S=1/500:A3）、立面図（S=1/50:A3）、側面図（S=1/50:A3）
- ・パース図（昼・夜）
- ・主要材料表（材質、概算重量等を記載すること）
- ・工程表（設計・制作・設置の所要日数を明記すること）
- ・配色の分かる資料（色見本の添付、色番号の記載等によりわかりやすいものとする
こと）
- ・維持管理計画に関する考察

⑤ 見積書（任意様式（参考：様式 5））

設計、制作、設置、ライトアップに要する費用の内訳がわかるように記載すること。

<提出部数>

各 2 部（正本 1 部、副本 1 部）

<受付期間及び提出方法>

① 受付期間：平成30年10月30日～12月5日（必着）

② 提出方法：持参又は書留等の郵送による

※持参受付時間は9:00～12:00、13:00～17:00とする。なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

6. 事業者の選定

<審査の項目>

選定に当たっては、「BE KOBE」モニュメント案選定委員会が下記に示す選定基準及び評価の視点に基づき採点し、得点の最も高かった応募者を優先交渉者として決定する。

選定の結果は、選定後に応募者全員に対し郵送にて通知する。

※選定に当たっては、提出された書類について必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。その場合は、実際に業務に携わるものが対応すること。

※選定理由、選定結果等に関する問合せには一切応じない。

<選定基準及び評価の視点>

① デザイン性〔40点〕

- ・「BE KOBE」のロゴの活用手法
- ・集客力
- ・発信力
- ・周辺との調和

② 実現性・経済性〔40点〕

- ・執行体制
- ・施工実績
- ・事業スケジュール
- ・委託費の妥当性

③ 安全性・耐久性〔20点〕

- ・強度
- ・危険回避の配慮
- ・維持管理コストへの配慮

7. 契約額の決定

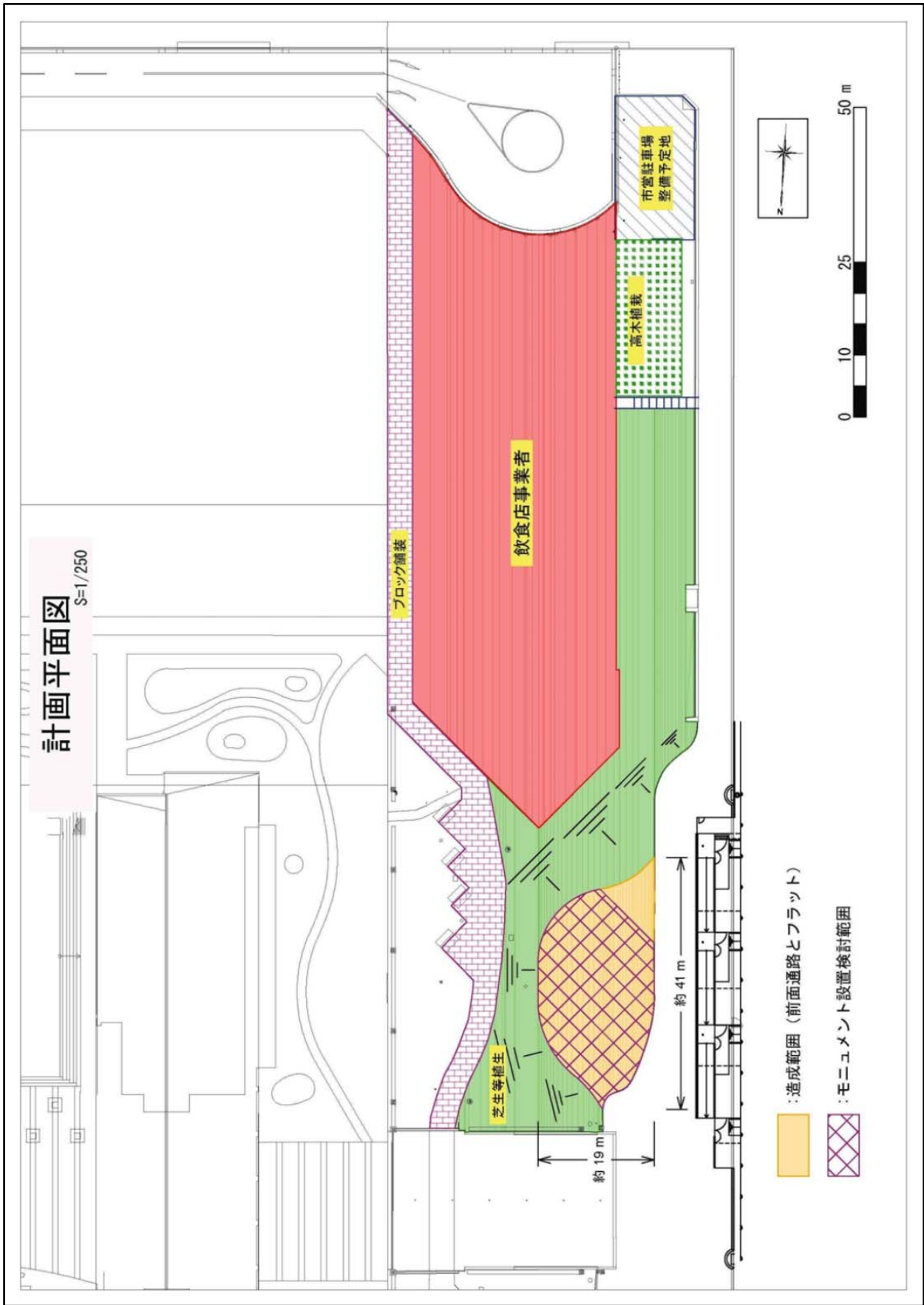
事業者選定後、提出された見積書を基に神戸市と協議し、契約額を決定するものとする。

8. 業務位置



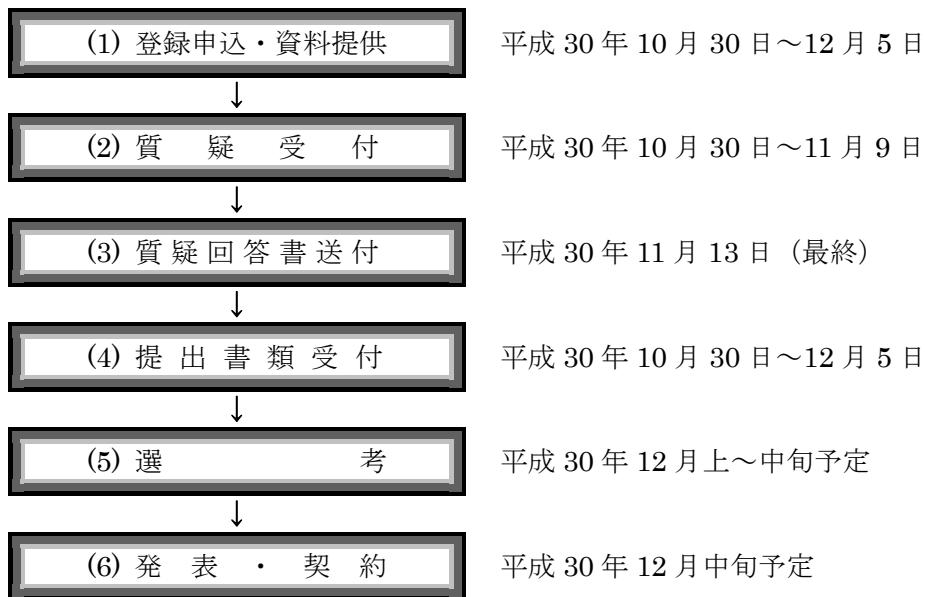
位置図

※上記位置図においてモニュメントの設置箇所には構造物（張出デッキ）があるが、本市にて構造物の撤去及び視点場を含む範囲の造成を実施済み。



計画平面図

9. スケジュール



① (1)登録申込にあたっては、下記内容を E メールにより送付の上、併せて電話連絡を行うこと。

- ・ 件名：ポーアイしおさい公園「BE KOBE」モニュメント 設計・制作・設置業務の登録申込
- ・ 応募予定事業者の事業者名、代表者の住所、名称、代表者氏名、連絡先（電話番号、E メールアドレス）

※登録申込を行っていないものによる応募は審査の対象としない。

② (2)質疑にあたっては、資料提供時に神戸市から提供する様式に記入し、E メールにより送付の上、併せて電話連絡を行うこと。

なお、件名は「ポーアイしおさい公園「BE KOBE」モニュメント 設計・制作・設置業務（登録申込事業者名）」とすること。

回答は質疑受付後、全ての登録申込者に向けて E メールにより順次回答する。最終回答日は平成 30 年 11 月 13 日とする。

※応募に関する質疑は登録申込済みの事業者に限る。

③ 上記 Eメールの送付及び電話連絡は、11.提出・連絡先に行うこと。

10. その他

<提供資料>

- ・ 質疑書
- ・ 平面図、断面図データ（CAD〔DWG 形式〕データ、PDF データ）
- ・ 隣接する飲食店のパース図データ
- ・ 岸壁の仕様書 他

<留意事項>

- ・ 応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・ 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・ いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は認めない。
- ・ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・ 選定された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・ 契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・ 契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者が生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。
- ・ ポーアイしおさい公園は都市景観形成地域に指定されているため、必要に応じて景観建築届出書の届出を要する。この場合、届出は神戸市みなと総局が行うが、届出に必要となる添付図書については事業者が作成するものとする。
- ・ モニュメントのデザイン及び規格により、必要に応じて神戸市屋外広告物条例第 8 条第 6 項及び第 11 条並びに神戸市屋外広告物条例施行規則第 4 条及び第 6 条の規定に基づき、届出書の届出を要する。この場合、届出は神戸市みなと総局が行うが、届出に必要となる添付図書については事業者が作成するものとする。

11. 提出・連絡先

住 所：〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 21 階）

神戸市みなと総局計画部内陸・臨海計画課 担当：谷口、川畑

Eメールアドレス：be_kobe_shiosai@office.city.kobe.lg.jp

電 話：(078)322-5720 ※受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

委託仕様書（案）

本委託仕様書は「ポーアイしおさい公園「BE KOBE」モニュメント 設計・制作・設置業務」に適用するものとする。

1. 業務名称

ポーアイしおさい公園「BE KOBE」モニュメント 設計・制作・設置業務

2. 業務内容

企画書で提案したモニュメントの整備デザインについて、設計及び制作・設置を行うものとする。

(1) 打合せ

打合せ協議は業務着手時、詳細設計完了時の 2 回を最小回数とし、それぞれ本市職員が立会うものとする。なお、業務遂行上、協議が必要と判断された場合は、随時打合せの場を設けるものとする。

(2) 設計・制作・設置

提案の上選定されたモニュメントのデザインについて、以下の事項を踏まえた上で、設計及び制作・設置を行うものとする。

① 前提条件

- ・ライトアップに要する電源は別途本市が指示する分電盤から受電すること。
なお、供給可能な最大電力は 1,200kVA までとする。
- ・モニュメント周辺地表面の整備は、契約者の提案に基づき本市が実施するものとする。
- ・地下埋設物は原則現況位置のまま維持するものとし、提案に伴い撤去または移設等が必要となる場合は本業務において実施すること。なお、これに係る費用については業務費用に含むものとする。

② 留意事項

- ・設計内容については、本市と協議の上、承諾を得ること。
- ・施工にあたっては、隣接する飲食店の建設工事業者と十分に協議・調整を行い、円滑に業務が進むように図ること。
- ・騒音や振動、悪臭、電波障害等の環境対策について周辺地域に配慮し、必要に応じて事業者の責任と負担において措置すること。
- ・モニュメントが完成した際には本市職員の立会を受けるものとし、不備等を指摘された場合は遅滞なく真摯に対応すること。

3. 委託期間

契約の翌日から平成 31 年 3 月末日

※予算繰越決議の上は協議のもと平成 31 年 4 月 30 日までとする。

4. 納品日及び納品場所

設計成果は設計完了後直ちに本市に提出し、承諾を得ること。

モニュメントは設置完了後委託期間内に本市職員の立会検査を受け、合格後に書類の提出をもって納品完了とする。

5. その他

- ・業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・業務全体を統括する総括責任者及び管理者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。
- ・本委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員と十分に協議すること。